

使 用 前 確 認 証

原規規発第 21071312 号

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

2021年4月22日付け原管発官R2第278号をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年7月13日

原子力規制委員会